

# 鳥取県災害警戒本部設置運営要領

(令和6年5月8日付第202400031857号危機管理部長通知)

## 1 総則

鳥取県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置運営に関する基本的な事項は、鳥取県地域防災計画に定めのあるものを除き、この要領に定めるところによる。

## 2 目的

この要領は、警戒本部の設置運営について必要な事項を定め、もって効率的かつ効果的な運営を図ることを目的とする。

## 3 警戒本部の任務等

- (1) 気象情報、被害情報等の収集及び関係機関等への伝達
- (2) 県ホームページ等による情報提供や注意喚起
- (3) 台風の接近が予想される等の場合、必要に応じて気象台と連携し台風説明会等を開催
- (4) 災害対策本部への移行を視野に入れ、段階的に所要の準備を推進し、災害への警戒、監視及び初動の対応

## 4 警戒本部事務局の設置

- (1) 警戒本部は、その事務を遂行するために鳥取県災害警戒本部事務局（以下「事務局」という。）をおく。
- (2) 事務局の設置場所は、災害対策本部室（第2庁舎3階）を基本とする。ただし、災害の態様や推移等により、第2庁舎4階会議室への設置移行も考慮する。

## 5 警戒本部の組織

警戒本部の組織及び構成は、以下のとおりとする。

- (1) 警戒本部長  
危機管理部長
- (2) 警戒副本部長  
危機管理部次長
- (3) 警戒本部長付  
危機対策・情報課長、危機管理専門官
- (4) 警戒本部事務局職員  
危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課、消防防災課職員とし、必要に応じて他部局からの職員を加える。

## 6 事務局の編成及び事務

事務局の編成は、あらかじめ定められた職員で構成する危機管理部待機体制における待機班及

び準待機班で編成し、以下の役割をおく。また、警戒本部長は、県水防本部との連携、報道対応、その他の災害応急対策のため、必要に応じて危機管理部及び他部局から職員を加える。

(1) 総括

総括は、待機班の総括・総務担当がその任務に当たり、以下の事務を担う。また、事務局の役割について、必要に応じて配置人員等を変更できるものとする。

- ア 警戒本部が実施する業務の管理に関する事
- イ 市町村の防災対応の助言に関する事
- ウ 事案発生（おそれを含む。）時の対応案に関する事
- エ 合同対策協議に関する事
- オ 体制移行の検討に関する事

(2) 総務担当

総務担当は、準待機班の総括・総務担当を中心にその任務に当たり、以下の事務を担う。

- ア 警戒本部設置、廃止の公表に関する事
- イ 警戒本部会議の庶務に関する事
- ウ 警戒本部の活動記録の保存、整理に関する事

(3) 情報担当

情報担当は、待機班及び準待機班の情報担当を中心にその任務に当たり、以下の事務を担う。

- ア 情報運用構想、情報の収集、整理及び共有に関する事
- イ 市町村の防災体制に関する事
- ウ 報道提供資料の作成に関する事
- エ 関係機関への被害情報等の伝達に関する事
- オ 共通認識統一のための総合状況図（COP, Common Operational Picture）の作成・維持・管理に関する事

(4) 分析担当

分析担当は、待機班の分析担当を中心にその任務に当たり、以下の事務を担う。

- ア 気象情報の収集・監視に関する事
- イ 防災情報（河川水位、土砂災害危険度等）の収集・監視に関する事
- ウ 気象情報・防災情報に基づく予測・分析に関する事

(5) 広報担当

広報担当は、待機班の広報担当を中心にその任務に当たり、以下の事務を担う。

- ア 庁内放送に関する事
- イ 報道提供資料の配布に関する事
- ウ 災害広報及び啓発広報に関する事
- エ マスコミ・県民からの照会、取材対応に関する事

(6) 応急対応担当

応急対応担当は、災害対策本部事務局編成を考慮の上、総括が指名する者を中心にその任務に当たり、以下の事務を担う。

- ア 救助事案、孤立集落発生時の初動応急対応に関する事

イ ライフライン等の応急復旧活動の連携、調整に関すること

ウ 防災関係機関との連携、調整に関すること

エ 関係機関調整会議に関すること

(7) 防災情報システム担当

防災情報システム担当は、危機対策・情報課情報システム管理担当がその任務に当たり、以下の事務を担う。

ア 災害対策本部室機器及び各種防災情報システム機器の管理・運用に関すること

イ ヘリテレシステムの運用に関すること

ウ 通信回線の確認に関すること

(8) その他

警戒本部長の判断により招集された職員は、総括の指示により、以下の事務を担う。

ア 事務局業務の支援に関すること

イ 災害対策本部設置の準備に関すること

ウ その他、他部局所掌事務との連携等、総括から示される業務に関すること

6 事務局会議

警戒本部長は、災害に対する警戒のため必要と認めるときは事務局会議を招集する。

7 その他

この要領に定めることのほか、事務局の運営に必要なことは別に定める。

附則

1 この要領は、令和6年5月8日から施行する。

2 平成18年3月17日施行「鳥取県災害警戒本部運営要領」は、これを廃止する。